

6 除雪作業中の事故について 総務課 危機管理係 ☎55-5739

■除雪作業をする際は事故に注意しましょう。

- ・事故に備えて2人以上で作業しましょう。
- ・安全な服装や装備で作業しましょう。
- ・暖かい日の屋根雪のゆるみに注意しましょう。

■消防署を通して命綱等の貸出しをしています。

- ・貸出用品 命綱ロープ、安全带、ヘルメット
- ・貸出場所 平川消防署 (☎44-3122)、碓ヶ関分署 (☎45-2240)

7 水道管の凍結対策について 上下水道課 工務係 ☎55-5383

■水道管の凍結に注意しましょう。

- ・水道管が凍結し破裂しないように、水抜き等の対策を忘れないように行いましょう。
- ※凍結解除、修理などを行う際は、市で指定している業者に連絡してください。その際の費用は自己負担となります。

8 空家の落雪対策について 建築住宅課 都市計画係 ☎55-7437

■空家は所有者が適切な管理を行いましょう。

- ・空家の所有者の方は、定期的な点検や雪下ろしを行うなどして、積雪による倒壊を未然に防止するとともに、落雪による周辺への被害が発生しないよう適切な管理を行いましょう。
- ・空家の倒壊や空家からの落雪により近隣の家屋や歩行者に被害を及ぼした場合、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

9 火災予防について 総務課 危機管理係 ☎55-5739

■暖房器具は正しく使用し火災を予防しましょう。

- ・暖房器具の給排気口が塞がると不完全燃焼が発生する恐れがあります。
- ・除雪や屋根の雪おろし等の作業時には特に注意し、作業後は必ず排気口を点検してください。

10 油の流出事故について 市民課 生活環境係 ☎55-5892

■油の流出事故を予防しましょう。

- ・落雪等により灯油タンクやガスの配管が損傷することがありますので、定期的に確認してください。
- ・油流出が発生した場合は、速やかに市役所までご連絡ください。

平川市豪雪対策本部から
お知らせ

今冬の豪雪をうけ、1月3日に「平川市豪雪対策本部」を設置しました。
雪による事故等が発生しないよう、皆さまのご協力をお願いします。

雪に関する被害やお問い合わせについて

雪に関する被害が発生した場合や各種お問い合わせについては、各担当課までご連絡ください。

事項	担当課	電話
対策本部（雪全般）	総務課 危機管理係	☎55-5739
人身建物被害	総務課 危機管理係	☎55-5739
道路除雪	建設課 維持係	☎55-7435
雪置き場	建設課 維持係	☎55-7435
融雪溝	建設課 維持係	☎55-7435
罹災証明書	税務課 固定資産税係	☎55-5368
市税等の減免	税務課 収納係	☎55-5884
〃	税務課 国保係	☎55-5328
〃	高齢介護課 介護保険係	☎55-5862
〃	市民課 市民係	☎55-5309
農業被害	農林課 生産振興係	☎55-5718
農道除雪	農林課 生産振興係	☎55-5718
屋根の雪下ろし	総務課 危機管理係	☎55-5739
命綱等の貸出し	総務課 危機管理係	☎55-5739
上下水道	上下水道課 工務係	☎55-5383
空家被害	建築住宅課 都市計画係	☎55-7437
油流出事故	市民課 生活環境係	☎55-5892

広報ひらかわ 2024 年 12 月号に「雪に関する記事」を掲載していましたので、そちらもご確認ください。

1 雪置き場について

建設課 維持係 ☎55-7435

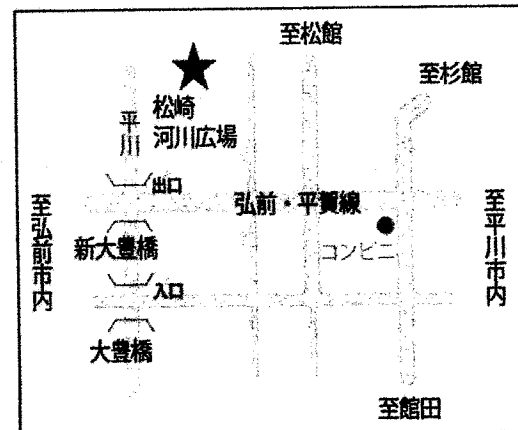
■豪雪に伴い松崎河川広場の雪置き場を開設しました。

- ・場所 松崎河川広場付近（苗生松）
- ・期間 2月28日（金）まで
- ・時間 8:30 から 17:00 まで

■既に開設している雪置き場についてもこれまで通り利用出来ます。

- ・不動橋付近（碓ヶ関古懸）
- ・朝霧橋付近（碓ヶ関）
- ・弘南大橋付近（日沼）
- ・浅瀬石橋付近（黒石市追子野木）

※受入期間、受入時間については全箇所共通です。



2 罹災証明書の交付について

税務課 固定資産税係 ☎55-5368

■住家等に被害が生じた場合は罹災証明書を交付します。

- ・罹災証明書は、災害による住宅等の被害程度を証明する書類です。
- ・税金の減免や、各種融資の申請等の際に提出を求められる場合がありますので、必要な方は申請してください。
- ・申請後、市職員による現地調査により被害の程度を判定して証明書を交付します。

※全壊等で写真により被害の程度が判定可能な場合は、写真の確認をもって現地調査に代えることがあります。

■罹災証明書申請の際は次のとおり申請書類を提出してください。

- ・受付場所 平川市役所税務課固定資産税係（本庁舎2階）
尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所
- ・必要書類 ①罹災証明書交付申請書（受付に配置）
②申請者の本人確認書類（運転免許証等）
※同一世帯家族以外が申請する場合は、委任状が必要です。（受付に配置）
③被害状況が確認できる写真
※被害を受けた建物の全景と被害を受けた部分をそれぞれ撮影してください。
片付けや修理前の被害状況を写真等で記録した上で早めの申請をお願いします。

3 市税等の減免について

■雪の被害で市税等の納付が困難な方について減免等の対象となる場合があります。

- ・対象要件や申請等については、各担当へお問い合わせください。

固定資産税、個人住民税、国民健康保険税	税務課 収納係	55-5884
後期高齢者医療保険料	税務課 国保係	55-5328
介護保険料、介護サービス利用料	高齢介護課 介護保険係	55-5862
国民年金保険料	市民課 市民係	55-5309

4 農業用消雪剤の助成について

農林課 生産振興係 ☎55-5718

■農業用消雪剤の購入経費に対して助成を行います。

- ・対象者 市内に住所を有する農業者及び農業法人
- ・対象資材 農業用消雪剤
- ・対象期間 1月1日（水）から3月15日（土）までに購入した物
- ・補助内容 10アール当たり2袋を上限

1袋当たり価格(税抜)	1袋当たり補助額
1,000円以下	200円
1,001円以上	300円

- ・受付期間 2月から3月までを予定
※詳細は、2月上旬の回覧板等でお知らせします。

5 農業の雪害防止について

農林課 生産振興係 ☎55-5718

■りんご等果樹について次の対策を行いましょう。

- ・樹上の雪下ろしや雪に埋もれた枝先を抜きあげましょう。
- ・枝が折れ、ゆ合の見込みがない場合は剪去し、切り口に塗布剤を塗りましょう。
- ・ゆ合が可能な場合は、普通台樹では傷口を密着させて、カスガイやボルト等で補強し支柱で支え、わい性台樹ではビニールなどできつく縛って密着させ、ひもなどで吊り上げましょう。

■農業用施設（パイプハウスなど）について次の対策を行いましょう。

- ・農業用施設に積もった雪や周辺の除排雪は速やかに行いましょう。
- ・被害が発生した場合は、状況調査を行いますのでご連絡ください。
- ・被害が発生した際、農業共済に加入している場合は、損害評価を受けるなど農業共済組合と連携を密にして早期の復旧に努めましょう。